

令和6年9月定例会（令和6年(2024年)9月30日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月30日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○議席の指定	6
	○議事日程の追加	7
	○議席の一部変更	7
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○企業長提出第4号議案及び第5号議案の一括上程及び提案説明	8
	○企業団行政に対する一般質問	13
	○企業長提出議案の質疑	13
	△第4号議案の質疑	13
	△第5号議案の質疑	13
	○決算特別委員会の設置及び付託	13
	○諸般の報告	14
	○企業長提出議案の討論、採決	15
	△第4号議案の討論、採決	15
	○議事日程の追加	15
	○第5号議案の決算特別委員会継続審査	15
	○特定事件の議会運営委員会付託	16
	○閉 議	16
	○企業長の挨拶	16
	○閉 会	17
署名議員		19

参考資料

企業長提出議案の処理結果 21

水企告示第34号

令和6年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月20日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口 晃 利

1 期 日 令和6年（2024年）9月30日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和6年9月定例会 会期9月30日 1日間

応招議員 15名

1番	島	田	玲	子	議員	2番	田	口	義	博	議員
3番	大	田	ち	ひろ	議員	4番	小	口	高	寛	議員
5番	砂	川	清	時	議員	6番	福	井	和	義	議員
7番	久	保	田	茂	議員	8番	畑	谷		茂	議員
9番	山	田	大	助	議員	10番	立	澤	貴	明	議員
11番	瀬	賀	恭	子	議員	12番	松	島	孝	夫	議員
13番	白	川	秀	嗣	議員	14番	金	井	直	樹	議員
15番	伊	藤		治	議員						

不応招議員 なし

9月定例会 第1日

令和6年(2024年)9月30日(月曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 議席の指定
- 5 議事日程の追加
- 6 議席の一部変更
- 7 会議録署名議員の指名
- 8 会期の決定
- 9 企業長提出第4号議案及び第5号議案の一括上程及び提案説明
- 10 企業団行政に対する一般質問
- 11 企業長提出議案の質疑
 - △ 第4号議案の質疑
 - △ 第5号議案の質疑
- 12 決算特別委員会の設置及び付託
- 13 諸般の報告
- 14 企業長提出議案の討論、採決
 - △ 第4号議案の討論、採決
- 15 議事日程の追加
- 16 第5号議案の決算特別委員会継続審査
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 企業長の挨拶
- 20 閉 会

(開議 午前10時28分)

出席議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	田口義博	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	砂川清時	議員	6番	福井和義	議員
7番	久保田茂	議員	8番	畑谷茂	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	瀬賀恭子	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
森野剛	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
北條理恵	総務課庶務担当主査

10時28分 開 会

◎開会の宣告

- （島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから令和6年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△議員選挙結果報告

- （島田玲子議長） 去る令和6年9月1日付で越谷市議会選出の藤部徳治議員が辞職され、新たに同年9月2日付で畑谷 茂議員が越谷・松伏水道企業団議会議員に選挙されましたので、報告いたします。

△令和5年度継続費精算報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から令和5年度継続費精算報告書の提出がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△資金不足比率の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から令和5年度資金不足比率報告書の提出がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から令和6年4月から令和6年7月までの業務概況について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第386号

令和6年（2024年）9月20日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野口晃利

令和6年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月30日招集に係る令和6年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （島田玲子議長） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

○（島田玲子議長） 次に、議席の指定を行います。

今回、新たに選挙された議員の議席は、越谷・松伏水道企業団議会会議規則第4条第2項の規定により、私から指定いたします。

畑谷 茂議員を7番に指定いたします。

◎休憩の宣告

○（島田玲子議長） ここで、議席塔の整備のため、議場内休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時31分 休 憩

10時32分 再 開

◎開議の宣告

○（島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

○（島田玲子議長） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更

○（島田玲子議長） 議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、

7番 畑谷 茂議員を8番に、8番 久保田 茂議員を7番に変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決しました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、議席の移動を行うため、議場内休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

10時34分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- （島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

9番 山田大助議員、10番 立澤貴明議員、11番 瀬賀恭子議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎企業長提出第4号議案及び第5号議案の一括上程及び提案説明

- （島田玲子議長） 次に、企業長提出第4号議案及び第5号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定をはじめ、2件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第4号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者について、資格要件の見直し等がされることから、政令等を参酌し、所要の改正を行うものでございます。

主な見直しでございますが、布設工事監督者の資格要件としては、水道に関する技術上の実務経験が必要とされておりましたが、新たに工業用水道、下水道、道路、河川における実務経験も認められることとなり、また、学歴等においては、従来の「土木工学科」以外にも新たに「機械工学科」または「電気工学科」が追加されることとなります。

そのほか、水道事業に係る厚生労働大臣の権限が国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴う条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行してまいります。条文整備については公布の日から施行してまいります。

次に、第5号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業会計決算について地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会がコロナ禍前に戻ってまいりました。そのような中で、水需要については、事業所などの大口需要は回復基調にあるものの、一般家庭における使用水量が減少し、給水人口の減少と相まって、総配水量は減少しました。また、不安定な国際情勢などにより諸物価が高騰するなど、厳しい環境の下で事業経営に取り組んでまいりました。

さらに、令和6年元日に発生した能登半島地震では、日本水道協会の要請に基づき、応急給水と応急復旧のため、4回にわたって職員等を被災地に派遣いたしました。

このような中で、平成28年度からの10年間を計画期間とした「水道事業マスタープラン」は後期5か年の3年目を迎えました。基本方針として掲げる3つの柱である『強靱』、『安全』、『持続』に沿って実施した令和5年度の主な事業について申し上げます。

まず第1の基本方針である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、老朽化した管路の耐震化と設備の更新に取り組みました。

大口径管である築比地浄水場系基幹管路の更新工事については、継続事業の第6工区及び第8工区の工事を完了させるとともに、第10工区を3か年の継続事業として着手いたしました。また、中・小口径の老朽化した配水管についても計画的に布設替を進め、令和5年度末における管路の耐震管率は50.9%となりました。

西部配水場の電気、機械、監視制御装置等の設備の更新については、世界的な半導体不足の影響

を受けて工期を1年間延長し、令和6年度末の完成を目途に工事を進めてまいりました。

次に、第2の基本方針である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底し、安全で良質な水道水の給水体制の充実を図りました。

水質管理については、「水質検査計画」に基づき、正確・迅速に検査を実施するとともに、分析用の電子てんびん等を更新いたしました。また、濁り水の発生を抑制するための配水管の洗浄は、令和4年度に設定した債務負担行為により、水の需要が増える夏までに洗浄を行いました。

次に、第3の基本方針である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、健全な経営を図るため、収益確保と経費削減に努めました。

要となる水道料金の収納対策については、お客様の事情に応じて支払い猶予を行うとともに、きめ細かく納付相談を行うなど、未収金を発生させないよう対応してまいりました。一方、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収入の確保に努めました。

検針票のペーパーレス化やクレジットカード決済ができる「水道マイページ」については、令和5年1月に導入してから順調に登録者が増加しており、業務の効率化とお客様の利便性の向上に寄与しております。

また、小水力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーを引き続き活用するとともに、配水管工事の設計・施工に当たっては、低コストの材料の使用や水需要の減少に合わせて布設する管路の口径をダウンサイジングするなど、経費の削減に取り組みました。

次に、令和5年度の業務概況について申し上げます。年度末における給水人口は37万710人で、対前年度比1,180人の減少となりました。

年間総配水量は3,706万9,306立方メートルで、対前年度比37万4,464立方メートル減少いたしました。

有収水量は3,633万3,038立方メートルで、対前年度比35万6,029立方メートル減少し、有収率は98.01%となりました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、2ページの決算報告書を御覧いただきたいと存じます。

なお、金額については、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款・水道事業収益の決算額は79億6,494万3,696円で、執行率は100.99%でございます。

第1項・営業収益は70億9,858万6,286円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項・営業外収益は8億6,606万6,268円で、受取利息及び配当金、長期前受金戻入などがございます。

第3項・特別利益は29万1,142円で、過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は67億795万9,688円、執行率は93.74%でございます。

第1項・営業費用は65億733万3,774円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用、減価償却費などでございます。

第2項・営業外費用は1億9,898万4,621円で、企業債利息や消費税納付額などでございます。

第3項・特別損失は164万1,293円で、過年度損益修正損でございます。

続きまして、4ページの「資本的収入及び支出」について申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は15億4,937万2,300円で、執行率は96.20%でございます。

第1項・企業債は9億4,700万円で、築比地浄水場系基幹管路更新事業及び西部配水場設備整備事業に充てた借入金でございます。

第2項・分担金は3億5,315万5,000円で、加入者分担金でございます。

第3項・補助金は1,055万5,000円で、西部配水場設備整備事業に係る国庫補助金でございます。

第4項・工事負担金は1億3,866万2,300円で、受託工事に係る負担金でございます。

第5項・固定資産売却代金は1億円で、投資有価証券の満期償還金でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の決算額は51億8,598万1,985円で、建設改良繰越及び継続費の繰次繰越の合計3億75万8,000円を令和6年度に繰り越しましたので、執行率は90.54%でございます。

第1項・建設改良費は37億931万7,940円で、築比地浄水場系基幹管路更新工事、配水管布設替工事、西部配水場設備整備工事などでございます。

第2項・企業債償還金は11億7,553万8,409円でございます。

第3項・投資は3億円で、投資有価証券の購入費でございます。

第4項・国庫補助返還金は112万5,636円で、西部配水場設備整備工事に係る補助金の返還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額36億3,660万9,685円は、過年度損益勘定留保資金などで補填いたしました。

続きまして、6ページの損益計算書についてご説明させていただきます。損益計算書につきましては、消費税抜きの金額となっております。

なお、詳細につきましては、39ページ以降の収益費用明細書を併せてご参照いただきたいと思います。

初めに、「1 営業収益」は、給水収益61億7,472万984円のほか、公共下水道使用料徴収事務費負担金などで、合計64億5,618万8,670円でございます。

次に、「2 営業費用」は、県水受水費をはじめ、漏水修繕や配水管洗浄、検針や量水器交換、広報や庁舎管理など事業運営に係る費用のほか、減価償却費、資産減耗費で、合計62億770万6,009円でございます。

以上により、営業利益は2億4,848万2,661円となりました。

次に、「3 営業外収益」は、受取利息及び配当金や長期前受金戻入などで、合計8億6,596万7,468円でございます。

次に、「4 営業外費用」は、支払利息及び企業債取扱諸費などで、合計1億5,205万4,650円でございます。

以上により、経常利益は9億6,239万5,479円となりました。

次に、「5 特別利益」は27万7,279円、「6 特別損失」は149万2,085円でございます。

これらの結果、当年度純利益は9億6,118万673円を計上することとなりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額として、減債積立金を企業債償還に充てるため取り崩した額9億9,213万8,009円が未処分利益剰余金に振り替わることから、当年度未処分利益剰余金は19億5,331万8,682円となりました。

なお、10ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金につきましては、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例第4条の規定に基づき、当年度純利益相当額の9億6,118万673円を企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立て、また、減債積立金の使用により発生した9億9,213万8,009円を経営基盤の強化を図るため、資本金へと組み入れさせていただきます。

その他、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、決算書の関係書類をご参照賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、第4号議案及び第5号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時51分 休憩

11時10分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （島田玲子議長） 次に、企業団行政に対する一般質問ではありますが、発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第4号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第4号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第5号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第5号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （島田玲子議長） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第5号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、決算特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

11時11分 休憩

11時31分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員選任の報告

- （島田玲子議長） 決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

3番 大田 ちひろ 議員	4番 小口 高寛 議員
5番 砂川 清時 議員	6番 福井 和義 議員
7番 久保田 茂 議員	8番 畑谷 茂 議員
9番 山田 大助 議員	10番 立澤 貴明 議員
12番 松島 孝夫 議員	13番 白川 秀嗣 議員
14番 金井 直樹 議員	

以上11人を指名いたしました。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （島田玲子議長） また、正副委員長については、互選の結果、
委員長に久保田 茂委員
副委員長に砂川清時委員
がそれぞれ選出されましたので、ご報告いたします。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員長から、第5号議案について閉会中の継続審査事項とされたい旨の申出がありましたので、ご報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。
11時32分 休憩

11時33分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の討論、採決を行います。

△第4号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第4号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。
したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の追加

- （島田玲子議長） お諮りいたします。

この際、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第5号議案の決算特別委員会継続審査

- （島田玲子議長） これより、第5号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第5号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（島田玲子議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第4号議案につきましては、速やかに原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、第5号議案につきましては、閉会中の継続審査事項としてご決定いただきましたが、何とぞ十分ご審議をいただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

先般、パリで開催されましたオリンピック・パラリンピックでは、遠い異国の地で国中の期待を背負いながら全力を尽くす選手たちの姿に大いなる感動と勇気を与えてもらいました。私たち企業団も、職員一人一人がアスリートに勝るとも劣らない気概を持って、水道事業体としての使命を果たすべく、事業運営に努めてまいります。

ようやく秋の気配が感じられるようになりましたが、議員の皆様におかれましては、限りないご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （島田玲子議長） これをもちまして、令和6年9月定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

11時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 山 田 大 助

署名議員 立 澤 貴 明

署名議員 瀬 賀 恭 子

◎企業長提出議案の処理結果

第4号議案 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

第5号議案 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(継続審査)